奈良市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)の規定により所管行政庁である市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定める ところによる。

- 一 BEI 設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準 一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除した値。
- 二 確保計画 法第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。)をいう。

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手続き

(適合性判定に必要な図書)

第3条 規則第1条第1項(規則第7条第1項の規定により準用する場合を含む。)の規 定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次表のア欄の場合において、同表のイ 欄に定めるものとする。

	(<i>P</i>)	(1)
(1)	建築物エネルギー消費性能基準等を	当該建築物が基準省令施行の際(平成 28
	定める省令 (平成 28 年経済産業省令・	年4月1日)に現に存することを確認で
	国土交通省令第1号。以下「基準省令」	きる書類の写し
	という。)附則第3条または第4条の	
	適用がある場合	
(2)	既存建築物の増改築時において、既存	既存部分のBEIをデフォルト値1.2と設
	部分の BEI をデフォルト値 1.2 として	定したことが確認できる図書
	設定する場合	
(3)	既存建築物の増改築時において、建築	建築物全体の BEI を面積按分で算出し
	物全体の BEI を既存部分の BEI と増	たことが確認できる図書
	改築部分のBEIとの面積按分で設定す	
	る場合	

(4)	その他	建築物エネルギー消費性能適合性判定
		の審査において市長が必要と認める図
		書

(届出に必要な図書)

- 第4条 規則第12条第1項(規則第14条第1項の規定により準用する場合を含む。) の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 次の表の各項に掲げる図書

	図書の種類	明示すべき事項	
(1)	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基	
		準に適合するものであることの説明	
(2)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
(3)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、届	
		出に係る建築物と他の建築物との別	
(4)	仕様書(仕上げ	部材の種別及び寸法、エネルギー消費性能確保設備の種別	
	表を含む。)		
(5)	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
(6)	用途別床面積表	用途別の床面積	
(7)	立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置、エネルギー消費性能確保設備	
		の位置	
(8)	矩形図	縮尺、外壁及び屋根の構造、小屋裏の構造、各階の天井の高	
		さ及び構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	
(9)	各部詳細図	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性能を有する部分の材料	
		の種別及び寸法	
(10)	各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算	
		を要する場合における当該計算の内容	

二 次の表のア欄の場合において、同表のイ欄に定めるもの

	(ア)	(1)
(1)	法附則第3条の適用がある場合	平成 29 年 4 月 1 日に現に存することを
		確認できる図書
(2)	建築物エネルギー消費性能基準等を	当該建築物が基準省令施行の際 (平成 28
	定める省令 (平成 28 年経済産業省令・	年4月1日)に現に存することを確認で
	国土交通省令第1号。以下「基準省令」	きる図書
	という。)附則第3条または第4条の	
	適用がある場合	

(3)	既存建築物の増改築時において、既存	既存部分の BEI をデフォルト値 1.2 と設
	部分の BEI をデフォルト値 1.2 として	定したことが確認できる図書
	設定する場合	
(4)	既存建築物の増改築時において、建築	建築物全体のBEI を面積按分で算出した
	物全体の BEI を既存部分の BEI と増	ことが確認できる図書
	改築部分のBEIとの面積按分で設定す	
	る場合	
(5)	その他	建築物の建築に関する届出の受理におい
		て市長が必要と認める図書

(軽微な変更に関する証明書の交付)

- 第5条 規則第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求めようとする場合は、軽微変更該当証明申請書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。
 - (1)規則第2条第1項に規定する添付図書
 - (2)軽微変更説明書(第2号様式)
 - 2 市長は前項の申請が規則第3条に規定する軽微な変更に該当する場合は、軽微変更該 当証明書(第3号様式)を交付するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合に、前項の証明書の交付をしない時は、軽微な変更に該当していることを証明しない旨の通知書(第4号様式)により通知するものとする。

第3章 その他

(報告の徴収)

- 第6条 特定建築物の建築主等は、法第17条第1項の規定により、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書(第5号様式)の正本及び副本に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。
 - 2 建築主等は、法第 21 条第 1 項の規定により、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書(第 6 号様式)の正本及び副本に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。

(指示・命令)

第7条 市長は法第14条第1項の規定に基づき、是正をするために必要な措置をとるべき ことを命ずる場合は、基準適合命令書(第7号様式)により建築主に通知するものとす る。

- 2 市長は、法第16条第1項、法第19条第2項、法附則第3条第3項の規定に基づき、 計画の変更等の必要な措置をとるべきことを指示する場合は、指示書(第8号様式)に より建築主に通知するものとする。
- 3 市長は、法第16条第2項、法第19条第3項、法附則第3条第4項の規定に基づき、 計画の変更等の必要な措置をとることを命ずる場合は、措置命令書(第9号様式)により建築主に通知するものとする。

(取り下げ)

- 第8条 確保計画の提出等をした者は、当該計画の提出等を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の取下届(第10号様式)の正本及び副本を市長に提出するものとする。
 - 2 届出等をした者は、当該届出等を取り下げようとする場合は、取下届(第11号様式) の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(取りやめ)

- 第9条 確保計画の提出等をした者は、当該計画に係る特定建築行為を取りやめようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築行為の取りやめ届(第12号様式)の正本及び副本に法第12条第6項に規定する適合判定通知書(規則様式第3号)並びに規則第1条第1項または第2条第1項に規定する計画書の副本及びその他添付図書を添えて市長に提出するものとする。
 - 2 届出等をした者は、当該届出等に係る建築物の建築を取りやめようとする場合は、届 出等に係る建築物の取りやめ届(第13号様式)の正本及び副本に規則第12条第1項に 規定する届出書の副本及びその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 前条までの規定により難い場合は、別途、市長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。